

知多市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

〔平成22年3月26日〕
〔告示第23号〕

(趣旨)

第1条 知多市住宅用太陽光発電システム設置費補助金（以下「補助金」という。）は、地球温暖化防止対策の一環として、市民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援し、環境への負荷の少ない循環型社会に変革する環境保全意識の高揚を図るため、住宅用太陽光発電システムの設置に要する経費に対し、予算の範囲内において設置者に交付するものとし、その交付に関しては、知多市補助金等交付規則（平成4年知多市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、住宅用太陽光発電システム（以下「システム」という。）とは、財団法人電気安全環境研究所の認証を受けた太陽電池モジュールを使用したシステム（未使用品に限る。）で、低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力（当該施設を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（小数点以下2けた未満を切り捨てる。）とする。以下同じ。）が1キロワット以上10キロワット未満のものとする。

(補助金の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかの要件を満たし、かつ、市税を滞納していないものとする。

(1) 自らが居住する市内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。ただし、延べ床面積の2分の1以上を住居の用に供するものに限る。以下同じ。）にシステムを設置する者

(2) 自らが居住するために、市内のシステム付き住宅（新築に限る。）を購入した者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としな

(1) 販売目的の住宅を建築する場合における当該住宅を建築した者

(2) 住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られていないもの

(補助金の額)

第4条 市長は、補助対象者が行う第1条に規定する事業（以下「補助事業」という。）の実施に要する経費について、その実施年度に限り補助金を交付する。

2 補助金の額は、20,000円に太陽電池の最大出力（出力4キロワットを超えるシステムにあつては、最大出力に替えて4キロワットとする。）を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1世帯につき1システムを限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、知多市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) システム概要書

(2) システムの設置に係る契約書又はシステム付き住宅の売買契約書等の写し
(設置システムの概要、モジュールの型番及び設置工事費の内訳が判るもの)

(3) 市税納税証明書

(4) システム設置前の設置場所の写真（システム付き住宅を購入する場合を除く。）

(5) 住宅を借りている申請者は、賃貸人の承諾書

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第3条第1項第1号に該当する申請者は、システムに係る設置工事の着工前に申請書を提出しなければならない。

3 第3条第1項第2号に該当する申請者は、購入契約をした日から90日以内に申請書を提出しなければならない。

(申請の受付等)

第6条 市長は、申請の受付を先着順に行う。ただし、受け付けた申請に係る補助金の合計額が予算の範囲を超えたときは、申請を受理しないことができる。

(決定の通知)

第7条 市長は、交付の決定をしたとき及びこれに条件を付けたときは、速やかに

知多市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（状況報告）

第9条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

（計画変更の承認）

第10条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ知多市住宅用太陽光発電システム設置費補助金計画変更申請書（第3号様式）を提出し、その承認を受けなければならない。

（変更決定の通知）

第11条 市長は、計画変更を承認したときは、速やかに知多市住宅用太陽光発電システム設置費補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業遅延の報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由が明らかとなる事由を記載した書面を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して2月以内又は当該会計年度の3月20日のいずれか早い日までに、知多市住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 電力会社が発行する「太陽光契約に関するお知らせ」の写し
- (2) システムの保証書の写し
- (3) システムの設置又は購入に係る領収書及びその内訳の写し

(4) システムの設置状況を示す写真（電力量計等附属機器を含む。）

(5) 住民票の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（額の確定等）

第14条 市長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、知多市住宅用太陽光発電システム設置費補助金確定通知書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（交付）

第15条 補助金は、額の確定後に交付する。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、知多市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（協力）

第16条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて売電量及び買電量データの提供その他の協力を求めることができる。

（財産処分の制限）

第17条 規則第23条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。

（委任）

第18条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、現に補助金の交付の決定を受けた補助事業に係る規定については、同日後も、なおその効力を有する。